

平成25年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点 [事例問題1]

問1 起案

1. 明細書における開示に比べてより抽象的・一般的な文言によって特定された請求項についての技術的範囲の解釈
2. 被告方法の構成の分説
3. 特許発明の構成要件と被告方法の構成との対比
4. サポート要件（特許法第36条第6項第1号）違反による特許無効（特許法第123条第1項第4号）に基づく権利行使制限（特許無効）の抗弁（特許法第104条の3第1項）

問2 小問

- (1) ① 通常の保証と連帯保証との差異
- ② 連帯債務者の1人について生じた事由が他の連帯債務者に及ぼす影響
- (2) ① 証拠保全申立て（民事訴訟法第234条）
- ②ア 秘密保持命令の申立て（特許法第105条の4）
- イ 文書不提出の効果としての真実の擬制（民事訴訟法第224条第1項）